

・取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

・個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。苦情処理担当者は各事業所の職業紹介責任者とする。

#### ◎手数料に関する事項

求職者からの手数料については、一切徴収いたしません。

求人者および関係雇用主からの手数料については、次のとおりです。

#### 【手数料表】

| サービスの種類及び内容                          | 手数料の額及び負担者 |                                                                                                       |
|--------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人受理時の事務費用                           | 0 円        |                                                                                                       |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス | 成功報酬       | 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(労働条件通知書等に記載されている額)の<br><br>最大 30 %<br><br>手数料負担者は求人者とします。      |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言       | 成功報酬       | 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<br><br>最大 30 %<br><br>手数料負担者は求人者とします。   |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索         | 着手金        | 100,000 円                                                                                             |
|                                      | 活動 1 日当たり  | 50,000 円                                                                                              |
|                                      | 成功報酬       | 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<br><br>最大 40 %<br><br>求人者とします。          |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言          | 成功報酬       | 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<br><br>最大 45 %<br><br>手数料負担者は関係雇用主とします。 |

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。